

# 鎧郷保育園運営規程

社会福祉法人 鎧郷保育園

## 施設の概要

第1条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 鎧郷保育園
- (2) 所在地 新潟市西蒲区下山408番地

## 施設の目的

第2条 本園は、保育を必要とする乳幼児を受け入れ、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の保育事業を行うことを目的とする。

## 運営の方針

第3条 本園は、入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入園する園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。

本園は、入園する園児の家庭や地域の様々な社会資源との連携の下に、園児の保護者に対する支援及び子育てに対する支援等を行うよう努める。

## 特定教育・保育の内容

第4条 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を行うものとする。

- (1) 特定教育・保育に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供する。
- (2) 延長保育  
就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、規定する時間の範囲内において、延長保育を提供する。
- (3) 一時預かり保育事業  
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより主として昼間の保育所において一時的に預かることとする。

(4) 送迎

園バスによる送迎を行う（ただし、希望者に限る）。

(5) 食事の提供

自園で調理した給食を提供する。

### 職員の職種、員数及び職務の内容

第5条 本園が保育を行うにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の配置については、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号。以下「条例」という。）第46条で定める配置基準以上とする。尚、員数は入園人数により変動することがある。

(1) 施設長（園長）1名

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 26名

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理員 2名

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 栄養士 2名

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、本園全般の食育を行う。

(6) 事務員

事務員は、本園の事務及び雑務を行う。

(7) 嘱託医

嘱託医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 嘱託歯科医

嘱託歯科医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

## 保育を行う日

第6条 本園の保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

## 保育を行う時間

第7条 本園の保育を行う時間は次のとおりとする。

- (1) 本園が定める次の時間帯の範囲内で、保護者が認定を受けた保育を必要とする時間とする。

・保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月～金 午前7時15分～午後6時15分までとする。

土 午前7時15分～午後6時15分までとする。

但し、保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午後6時16分～午後7時までの範囲内で延長保育を行う。

・保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月～金 午前8時30分～午後4時30分までとする。

土 午前8時30分～午後4時30分までとする。

但し、保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前7時15分～午前8時29分、午後4時31分～午後7時までの範囲内で延長保育を行う。

- (2) 開園時間

本園が定める開園時間は次のとおりとする。

月～金 午前7時15分～午後7時までとする。

土 午前7時15分～午後7時までとする。

## 利用者負担その他の費用等

第8条 当園の保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 当園は、前項に定めるもののほか、本園の保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

## 利用定員

第9条 本園の利用定員は、120名とする。

## 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

第 10 条 本園は、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定された時かつ保育の実施について委託を受けた時は、これに応じる。

- 2 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用児童の支給認定保護者とその内容を確認する。
- 3 本園の園児が次のいずれかに該当する時は、保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 園児が小学校に入学した時。
  - (2) 「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消した時。
  - (3) 保護者から保育所利用の取り消しの申し出があった時。
  - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時。

## 緊急時等における対応方法

第 11 条 本園は、保育を行う中で、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育を行うことにより事故が発生した場合は、区健康福祉課長及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する保育を行うことにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 非常災害対策

第 12 条 本園は、非常災害に備えて、消防計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を決め、少なくとも毎月 1 回以上、地震・火災の避難及び消火その他の訓練を実施する。

## 虐待防止の為の措置に関する事項

第 13 条 本園は、園児に対する虐待を防止する為、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本園は、保育を行う中で、本園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、速やかに区健康福祉課・児童相談所等適切な関係機関に通告する。

## 苦情解決

- 第 14 条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
  - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

## 新型コロナウイルス感染症対策

- 第 15 条 保育所は、多くの子ども達が一緒に生活する場であることを踏まえ、本園は感染予防について様々に工夫し、細心の注意を払い、子どもの安全を確保するために尽力するものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見、心無い言動は行ってはいけない。

## 雑則

- 第 16 条 この規定に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、園長が理事長と相談のうえ、その都度定める。
- 2 この規定の改正・廃止は、理事会の議決を経るものとする。

## 附則

この規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

## 改定

令和 2 年 6 月 1 日から

## 別 表

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
副食費 (2号認定のみ)	副食に係る費用として	月額 4,500円
パン代 (2号認定のみ)	週1回のパン代として	3歳児週1回 70円 4,5歳児 90円
教材費 (必要に応じて)	教材に係る費用として	
バス代 (利用者)	バス利用に係る費用として	月額 1,600円

※ その他、本園の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

### 2 延長保育に係る利用者負担

30分 100円

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付する。